



介護保険を利用される皆さんへ

4月から

高額介護サービス費の申請が簡素化されます

居 宅や施設などで介護保険を利用してサービスを受けた場合、利用者は原則として、その一割を負担します。この利用者負担の合計額が、所得に応じて決められた上限額（月額）を超えた場合、その超えた分が「高額介護サービス費」として払い戻されます。

これまで、この高額介護サービス費を受けるためには、毎月、領収書を添えて申請する必要がありました。

しかし、制度の改正により、平成19年4月以降に、一度申請すれば、自動的に高額介護サービス費が支払われることになりました。

（3月までに申請をされた方も、4月以降に一度は申請が必要です）

申請の方法

これまでどおり、一度、桂川町保険環境課医療介護保険係（9番窓口）で申請をしてください。（領収書が必要です）。

申請日の翌月以降は、高額に該当していれば、自動的に高額介護サービス費が支払われます。ただし、領収書は5年間保存してください。

* 転出した場合や支払先の銀行口座を変更する場合には、改めて申請が必要になります。

支払い方法

毎月一回、20日（土日祝日の場合は前日）に、初回に申請された銀行口座に振り込みます。

問 合 先

申請に関する詳しいことは、下記までお尋ねください。

○桂川町役場医療介護保険係（☎65・1097）

○介護保険広域連合嘉穂支部（☎65・1151）